

資産の管理及び運用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、当法人の資産の維持管理、処分等に関する基本的事項、執行方針、運用手続等について定め、資産の適正かつ効率的な運用を図り、もって当法人の目的及び事業の安定的かつ継続的な進展に寄与する。

(資産管理運用責任者)

第2条 理事長は、財産の適正な管理のため、理事会の承認を得て、常務理事を資産管理及び運用責任者に任命し、その管理運用に当たらせるものとする。

(資産の定義)

第3条 当法人における資産は、流動資産及び固定資産とする。

2 当法人における流動資産は、現金預金（普通預金、定期預）とする。

3 当法人における固定資産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産とする。

4 当法人における特定資産は、預金（貯金）、役員退職慰労引当資産、職員退職給付引当資産、事務所改修工事引当資産及び減価償却引当資産とする。

5 当法人におけるその他の固定資産は、有形固定資産（土地、建物、備品）及び無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア、出資金）とし、耐用年数が1年以上又は取得価格が10万円以上のものをいう。

(資産管理運用の方法)

第4条 当法人における資産は、元本確率商品のみとする。

第2章 運用資産

(資産運用の商品)

第5条 前条の運用対象（以下「金融商品」という。）は、預金（貯金）及び有価証券とする。

(担保差入手続)

第6条 金融機関等に担保として資産を差し入れる場合は、理事会の決議により行わなければならない。

第3章 その他の資産

(固定資産の取得と処分)

第7条 固定資産の取得（新規購入、新築、増築、修理及び取替をいう。）、売却及び廃棄処分等資産状況の変動を行うに当たっては、資産管理運用責任者は、理事長と協議の上必要に応じて理事会の決議を得て、適切に処理しなければならない。

(増減、紛失、破損等への対応)

第8条 事務局長は、固定資産の増減異動が生じたとき、又は現物の実査によって固定資産の紛失、破損等の事故が判明したときは、資産管理運用責任者にその旨報告するとともに、その指示により適切に対応しなければならない。

(損害保険)

第9条 火災などにより損害を受けるおそれのある固定資産については、保険を付すことができる。

第4章 補則

(資産管理運用状況の報告)

第10条 資産管理運用責任者は、資産の管理運用状況について、定期又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

2 理事長は、資産運用の経過及び結果について、定期又は必要に応じて評議員会に報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、平成26年11月28日から施行する。